

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令案に対する意見公募要領

令和6年11月27日
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

電力・ガス基本政策小委員会における議論を踏まえて、電気事業法施行規則、電気関係報告規則及びガス関係報告規則の改正を行うべく、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令を制定することとしました。

電気事業法施行規則については、一般送配電事業者において、管理すべき顧客情報が、一般送配電事業者と同じグループ会社である小売電気事業者（以下「特定関係事業者」という。）側で閲覧可能となっており、実際に特定関係事業者において閲覧されていた事案を踏まえ、電気事業者間の中立・公正な競争環境の確保を図るため、一般送配電事業者において非公開情報を入手可能な業務に従事する者が、特定関係事業者において組織的に非公開情報を業務利用させ得る立場を兼職すること等を目的とし、電気関係報告規則及びガス関係報告規則については、サービスや料金メニューの多様化が進んだことを踏まえ、報告内容の効率的集約やデータ化、またこれを活用した、より効率的な小売電気事業者及びガス小売事業者の監視を行う観点等から、報告内容の改善を行うことを目的としたものです。

については、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見をくださいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令案

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布
資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課
(東京都千代田区霞が関 経済産業省別館3階)

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年11月27日（水）～令和6年12月26日（木）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームから御提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送りください。

〒100-8931

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室及び
ガス市場整備室パブリックコメント担当 宛て

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送りください。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送りください。

電子メールアドレス：exl-denryoku-regulations-O-meti.go.jp

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室及び
ガス市場整備室パブリックコメント担当 宛て

（迷惑メール防止のため、アドレス中の「@」を「-O-」としております。電子メール送信の際には「@」に置き換えて利用してください。）

（電子メールの件名を「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令案に対する意見」としてください。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

